令和元年第3回奥州市議会臨時会付議事件

(令和元年8月19日)

議案第1号 前沢北子ども園新築建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて 議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて 報告第1号 信号機損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について 報告第2号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について 報告第3号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

議案第1号

前沢北こども園新築建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

前沢北こども園新築建築工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年奥州市条例第52号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名
 - 前沢北こども園新築建築工事
- 2 工事場所奥州市前沢古城字四反田地内
- 3 契約金額 407,000,000円
- 4 請負者
 - 住所 岩手県奥州市前沢字三日町新裏110番地
 - 氏名 丸協建設(株)・E C 南部コーポレーション(株) 特定市営建設工事共同企業体

構成員(代表者)

丸協建設株式会社

代表取締役 那須川 信治

構成員

E C 南部コーポレーション株式会社 代表取締役 菅原 正聡

令和元年8月19日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

前沢北こども園新築建築工事の請負契約を締結しようとするものである。

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年奥州市条例第52号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

保守サポート期間及び修理対応が終了した光ネット放送設備機器を更新し、安 定した光ネット放送サービスを提供するため。

- 2 取得する財産
 - (1) 種別 奥州市光ネット放送設備機器
 - (2) 数量 一式
 - (3) 取得価格 44,957,000円
- 3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢7番地の2

氏名 マルモ通信商事株式会社 代表取締役 菊地 弘樹

令和元年8月19日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市江刺地域で光ネット放送サービスを提供するための光ネット放送設備機器 を取得しようとするものである。